

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護リハビリステーションひなた吉島	広島市中区光南二丁目3番45号	令和8年7月1日	令和14年6月30日
あすなろ訪問看護ステーション	広島市中区舟入南三丁目8番12号マンション柏吹103号	令和8年7月1日	令和14年6月30日
やすらぎ訪問看護ステーション	広島市佐伯区五日市二丁目6-1-2	令和8年7月1日	令和14年6月30日
あいりハ訪問看護 広島南	広島市南区東雲本町一丁目14番16-1号	令和8年5月1日	令和14年4月30日
訪問看護ステーション Life Loop	広島市南区段原三丁目2番19号グランシャリオK 1階	令和8年4月1日	令和14年3月31日
訪問看護ステーションソラナス	広島市東区若草町10番12号 日宝若草町ビル7F-6号室	令和2年10月1日	令和8年9月30日